

# 費の計算

~69  
歳まで

が「高額療養費」として支給されます。限度額は、年齢や所得区分によって異なります。限度額が適用されます。世帯に未申告（所得の申告がされていない）の人がいる場合、改正される場合がありますので、最新情報はホームページ等をご参照ください。

R8.6時点【70歳未満】

所得区分	総所得金額－基礎控除額	✓	3回目まで(過去12か月間で)	4回目以降
ア	901万円超	<input type="checkbox"/>	252,600円+(医療費の総額-842,000円)×1%	140,100円
イ	600万円超901万円以下	<input type="checkbox"/>	167,400円+(医療費の総額-558,000円)×1%	93,000円
ウ	210万円超600万円以下	<input type="checkbox"/>	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%	44,400円
エ	210万円以下	<input type="checkbox"/>	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯	<input type="checkbox"/>	35,400円	24,600円



## 計算方法

- ①暦月ごとの計算(月の1日から末日まで)
- ②医療機関ごとの計算
- ③同一医療機関でも内科と歯科、入院と外来は別計算(診療報酬明細書ごとの計算)
- ④自己負担額21,000円以上のものが世帯内で複数ある場合は、合算して計算

差額ベット代、食事代など  
保険適用でない医療行為は  
計算対象外 ×



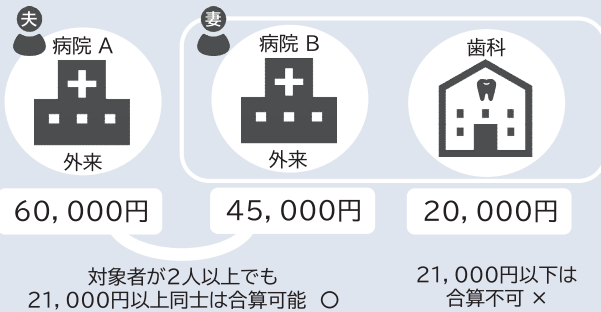
## 申請方法

高額療養費に該当している場合は、未申請である世帯へ申請書を送付します。下記のものを持参のうえ、申請をお願いします。申請期限は2年間です。申請書の送付は、医療機関から市に請求書が届いた後(診療月から3カ月後以降)となります。

申請に必要なもの  本人確認書類  領収書  印鑑  世帯主名義の通帳

### 計算方法 3

夫 妻  
70歳未満 夫婦  
区分:ウ

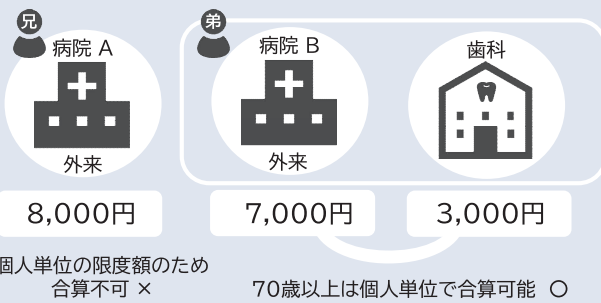


【自己負担額】  
60,000+45,000  
=105,000円

【支給額】  
105,000-(80,100+(350,000  
(10割)-267,000)×1%)(限度額)  
=24,070円

### 計算方法 4

兄 弟  
70歳以上 兄弟  
区分:低Ⅱ(入院なし)

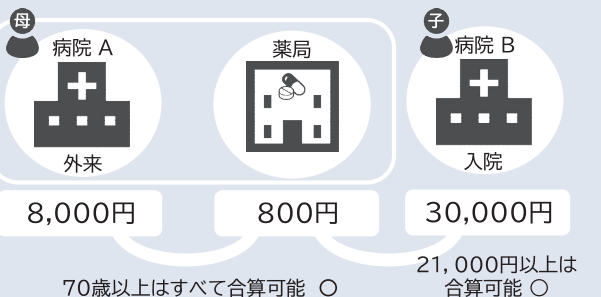


【自己負担額】  
7,000+3,000  
=10,000円

【支給額】  
10,000-8,000(外来限度額)  
=2,000円

### 計算方法 5

母 子  
親子  
70歳以上 区分:低Ⅱ  
70歳未満 区分:オ



【自己負担額】  
8,000+800+30,000  
=38,800円

【支給額】  
38,800-35,400(限度額)  
=3,400円

「今」読んでほしいこと

マイナ保険証と自己負担

高額療養費の計算1

医療費の適正化

交通事故にあったら